

構造改革特別区域変更計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県関市

2 構造改革特別区域の名称

刃物、鶉飼と清流のまち・せき どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

岐阜県関市の全域

4 構造改革特別区域の特性

関所があったことに市名が由来している関市（以下、本市という。）は、明治2年7月に町村制施行に伴い武儀郡関町として発足後、昭和25年10月には市制を施行し、昭和31年9月には現在の関地域を形成した。また、平成17年2月には当時の武儀郡2町3村を編入合併し現在の本市となった。平成30年12月20日付で構造改革特別区域の範囲を関地域に限定して設定したが、旧市町村別の地域特性を生かしたまちづくりを積極的に展開していくため、範囲を本市全体に拡大して設定するものである。

① 豊かな自然と恵まれた交通条件

本市は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、西は岐阜市、山県市、本巣市、南は各務原市、東は美濃加茂市、加茂郡、北は美濃市、郡上市、下呂市、福井県に接し、V字型の地形となっている。東西延長は約39km、南北延長は約43km、面積は472.33k㎡であり、そのうち81.0%が森林となっている。

市の中央部に位置する関地域には長良川が流れ、その支流である板取川が洞戸地域及び板取地域を、武儀川が武芸川地域を、津保川が武儀地域及び上之保地域を流れている。

気候は、比較的温和であり、平均気温は16℃前後だが、洞戸地域及び板取地域は、冬期の積雪量が比較的多い。

道路は、一般国道156号、248号、256号、418号並びに主要地方道及び一般県道が幹線として市内を縦横に結び、さらに、市道が集落の隅々まで整備され、生活道路として地域の暮らしを支えている。また、市の中心部を南北に東海北陸自動車道が走り、それと結節する東海環状自動車道により、豊田市と関市を結んでいる。

現在建設中の東海環状自動車道が全線開通すれば、関西方面の主要都市とも短時

間で結ばれる交通の要所となり、たいへん恵まれた交通環境にあると言える。

② 歴史豊かな「刃物、鵜飼と清流のまち」

関地域は、刃物と鵜飼で栄えた歴史と伝統を持つ地域であり、全国一の刃物産地でもある。本市に刀鍛冶が誕生したのは鎌倉時代で、刀祖「元重」がこの関の地に移り住み、刀鍛冶を始めたと言われている。良質な焼刃土と炉に使用する松炭、長良川と津保川の水は刀鍛冶にとって理想的な風土条件で、この地にいつしか多くの刀匠が集まり、室町時代には刀匠が300人を超え「折れず、曲がらず、よく切れる」といわれた関の刀はその名を全国に広め、戦国時代には武将の間で愛用され無類の切れ味を発揮したと言われている。特に関伝を有名にしたのは、関の孫六で知られる二代目兼元で、独特の鍛刀法「四方詰め」によって、頑丈な刃を作ることに成功したことによる。その後、本市は日本一の名刀の産地として繁栄し、卓越した伝統技能が現代の刀匠や刃物産業に受け継がれ、今や世界でも有数の刃物の産地として知られるようになった。

一方、小瀬鵜飼の歴史も極めて古く、正倉院に残る奈良時代の戸籍に鵜飼の名が登場することから、この頃には既に行われていた漁法だと考えられている。鵜飼は朝廷をはじめとする時の権力者の保護を受けるなか、織田信長に鵜匠と命名され、徳川家も苗字帯刀御免等の待遇を与えていたと言われている。その後、明治23年には宮内省に属することとなり、現在に至るまでの長きに渡り、小瀬の鵜匠は宮内庁式部職の鵜匠として、宮中の御用を続けるとともに伝統的な漁法を守り続けている。更に、平成27年12月には、長良川中流域が世界農業遺産として認定を受け、この小瀬鵜飼の伝統漁法も世界農業遺産の一部としても認知されている。

③ 文化交流地域としての地域振興

「刃物ミュージアム回廊、小瀬鵜飼と豊かな地域資源」

本市の「刃物、鵜飼と清流を中心としたまちづくり」は、後世に伝承すべき伝統技能の保全活動に起因する。関地域でも、まちのブランディングを積極的に推進しており、そのキーワードは、伝統的産業の「刃物」である。これまで、刃物を軸に数多くの企画イベントなどのソフト面の充実は図ってきたものの、関地域に訪れる観光客には刃物のまちらしさが伝わりにくいという弱点があった。それを克服するために、リニューアルされたフェザー安全剃刀株式会社が所有する「フェザーミュージアム」をはじめ、刃物製品直売所の「刃物会館」、日本刀鍛錬や刃物の歴史が見学できる「関鍛冶伝承館」、刀匠の守り神の「春日神社」など、刃物に纏わる施設が集中しているこのエリアを「刃物ミュージアム回廊」と命名し、刃物のまちの顔となる名所として令和3年3月に「せきてらす」を整備した。これにより、日本刀鍛錬を含めた過去の歴史や文化の実感、刃物をメインとする体験や特産品販売に

加え、「刃物まつり」などの刃物関連イベントを開催することで、関地域への観光客は着実に増加していくと推測している。

また、小瀬鵜飼については、平成 27 年 3 月に農林水産業に関わる技術の指定としては日本で初めて「長良川鵜飼漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定されるとともに、同年 12 月には「清流長良川の鮎」が世界農業遺産の認定を受けたことにより、集客力は着実に向上している。小瀬鵜飼は、いにしえより継承される伝統漁法で、漆黒で静寂な闇の中で篝火が灯る中、鵜匠が船縁を叩く音や鵜にかける声が響き渡り、とても幽玄的な世界を醸し出している。鵜飼観覧船は小型船が主流であったが、外国人観光客向けに掘りごたつ式の観覧船を導入するなど観覧者の増加対策を講じている。

新たに加える、洞戸地域、板取地域及び武芸川地域は、「西ウイング」に位置し、名水「奥長良高賀の森水」の取水口である高賀神水庵、板取川の鮎、温泉、キャンプ場、寺尾の桜などの多様な資源を活用し交流人口の拡大を図ることを目標としている。

また、板取川流域の観光振興を図り、アウトドアや自然を活用した都市住民との交流などの過疎対策が必要となっている。

一方、武儀地域、上之保地域は、「東ウイング」にあたり、道の駅平成の利活用、温泉、しいたけ、ユズなどの地域資源を活用して自然を活かした地域の振興を推進することを目標としている。

また、農業体験やグリーンツーリズムなどの自然と緑を活かす都市交流、地域産品を活用した特産品づくりに取り組むことが、地域の活性化をもたらすことにつながると考える。

④ 農業についての特色

関地域は、約 1,390ha の平坦な農地が広がるなか、約 740ha の水田で水稻の生産がされている米中心の農業地帯である。昭和 50 年代、関地域における水稻栽培品種は「日本晴」と「ヤマホウシ」が主であった。倒伏し易く、いもち病に弱い「コシヒカリ」は殆んど栽培されず、岐阜県の平坦地域向けの奨励品種「ハツシモ」は晩生であることから、登熟期がやや冷涼な気象の関地域では栽培が難しい状況であった。

このため、「ハツシモ」の有する大粒で良質・良食味の遺伝形質を残しつつ、「ハツシモ」より早熟し短稈を目標にした品種育成が、市内在住の農業者である尾関二郎氏により取り組まれた。「ニホンマサリ」と「ハツシモ」の掛け合わせにより、昭和 58 年に戦後初の民間育成品種（民間企業または民間人が開発した新品種）として「みのにしき」が種苗登録され、昭和 62 年には岐阜県の奨励品種にも採用された。

それまでの水稲品種育成は、国や県が主導であったが、民間人によって育成された品種が県の奨励品種に採用された全国初の事例となった。これを機に、県内での作付面積は、平成 13 年の 593ha をピークに、現在でも約 400ha 栽培されており、関地域でも栽培品種割合が約 20%を占める人気の高い品種として定着している。

また、長年の間、国策として実施されてきた米の生産調整によって、米生産の傍ら、転作作物として、めぐみの農業協同組合傘下の生産組合が生産する円空里芋、夏秋なす、冬春いちごの積極的な産地化が図られてきたが、栽培面積は合計で 25ha に留まっている。

「西ウイング」及び「東ウイング」の農業は、水稲のほか、キウイフルーツ、ブルーベリー、つるむらさき、パッションフルーツ、ユズなどの魅力的な地域特産があるが兼業農家が多く、生産者に高齢者が多いため、一部の農地において荒廃している状況がある。また、猪や猿などによる作物被害が相次いでおり、今後も引き続き農地の荒廃防止対策や獣害対策を行い、さらに、農業体験を通じた都市住民との交流事業を実施することにより、農林業による地域活力を生み出す必要がある。

⑤ 規制の特例措置を講じる必要性

これまでに記載のとおり、本市では特色を生かした事業を展開してきた。その過程において、平成 25 年 5 月には、本市における農産物の生産者及び加工者の連携体制の構築、効果的な 6 次産業化の取り組みの検討及び実施により、新たな特産品開発や販路拡大等の推進を図り地域農業の活性化と特産品振興に貢献することを目的として、市内の 17 事業者が関市 6 次産業化ネットワーク協議会を設立した。設立後 8 年が経過したが、これまでの各種の研修や販売促進事業により、少なからず事業者の知名度及び売上高の向上、協議会員間の連携体制の構築の面では成果があったものの、構成事業者がいずれも中小事業者であることから、各事業者の通常営業で精一杯の状況となっており、協議会としての新たな特産品の産出には至っていない。

一方、特産農産物として産地確立してきた、円空里芋、夏秋なす、冬春いちごは、管内の農業協同組合が支援するも、近年では、栽培面積が横這いとなっており、生産量を見ても本市の代表作物と胸を張って言えない状況にある。魅力向上に寄与する取り組みとして、市内飲食店を円空里芋提供料理指定店とする普及活動にも力を入れてきたが、まだまだその知名度は低いのが現状である。

また、本市を訪れる観光客の推移をみると、本市が通過点として捉えられていることが宿泊者数に表れている。平成 30 年の日帰者数は 3,230,710 人、宿泊者数が 117,131 人で観光入込客数は 3,347,841 人、令和元年の日帰者数は 3,074,740 人、宿泊者数が 121,180 人で観光入込客数は 3,195,920 人と増加傾向であったが、コロナ禍の影響により令和 2 年の日帰者数は 2,281,400 人、宿泊者数が 90,331 人で観

光入込客数は2,371,731人と落ち込み、観光入込客数に対しわずか4%程度しか滞在していない現状がうかがえる。

今後は、高速道路網の整備により、更なる観光宿泊客の減少が懸念されることから、歯止めをかけるための地域活性化の起爆剤として、また、宿泊しなければ体験できない魅力とインパクトのある新しい特産品の産出が望まれている。

5 構造改革特別区域の意義

これまでの本市における「刃物、鵜飼と清流のまちづくり」の取り組みは、関地域の知名度の向上や観光客の増加に一定の効果があったと言えるが、経済的な波及効果という点では十分な成果が得られたとは言えない。

そのような中、刃物、鵜飼と清流のまちの新たな特産品として、中世食文化の復興を検討したところ、かつて関地域には酒造りに適した清く軽い湧水があり、江戸時代には岐阜県内最多の「17」もの蔵が酒造し、長良川を利用した水運で江戸にまでも運んでいた。しかし、現在では近隣市町には酒蔵が残るなかで、本市には一軒も酒蔵が存在しない状況となっている。

また、関地域には、本市で育種された特産米の「みのにしき」を無農薬で栽培する「さんやほうサポータークラブ」が存在し、収穫した米を美濃市の酒蔵に醸造依頼し、特別純米酒「さんやほう（山野豊）」を製造している。このほか、今春には新たな酒愛好家のグループが、酒造好適米を布マルチ直播栽培し、美濃加茂市の酒蔵にて醸造された日本酒「多笑（たわら）」が誕生するなど、関地域は日本酒をこよなく愛する志向が高い地域であることが伺える。とりわけ「さんやほう」は飯米で醸造されているが、20年間の積み重ねにより、スッキリとするあと味が特徴で美味しいと好評を博し、多くの日本酒ファンを虜にしている。これが評価され、平成28年には世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が認定する「清流長良川恵みの逸品」の認定品にも登録された。

このような酒造り文化の名残が残る関地域において、平成30年12月20日付で本構造改革特別区域の認定を受け、中世の酒である「どぶろく」を市民のみならず観光客に提供することができるようになり、現在進めている伝統文化交流拠点である「刃物ミュージアム回廊」の整備と併せ、酒造り文化の復活や個性的な食文化に彩りを添えつつある。

また、先に紹介したとおり、関地域以外のエリアにも、清流板取川、高賀神水庵、高澤観音をはじめとする癒しの空間や歴史と伝統に培われた文化財のほか、各地域の特産品や田舎の食文化、豊かな自然と農林業体験、まだまだ魅力ある地域資源が数多くある。これらの地域資源をつなぎ、パッケージとして提供することで、多様化する観光ニーズに応えるとともに地域の発展につながる可能性を秘めている。このような考えのもと、魅力ある地域資源を最大限に活力するため、「どぶろく」の製造提供が

できるエリアを市全域に広げることで、各地域の食文化をはじめ、自然や「鮎」などの食の魅力に更なる付加価値を加えるものとなり、交流人口や滞在型観光客の増加が期待できる。

6 構造改革特別区域の目標

刃物と鵜飼の文化と歴史、長良川や田園風景が残る美しい自然、刃物まつりなどの催し、質の高い刃物ミュージアム回廊の整備に、魅力的で個性的な食文化が加わることにより、「刃物、鵜飼と清流のまち・せき」としての付加価値が高まる。

また、特別純米酒「さんやほう」の原料となる「みのにしき」の無農薬栽培は、グリーンツーリズムとして、さんやほうサポータークラブが会員を広く募って実施しており、市内はもとより名古屋市や神奈川県からの参加者もいる。このグリーンツーリズムなどの農業体験の推進を一層図るとともに、地域内で開催される様々な催しへの参加や鵜飼観覧を促し、昼夜一貫の滞在型観光のまちづくりを目指していく。

これらにより、本市を訪れる人々は、刃物と鵜飼の歴史と文化、豊かな地域資源に触れながら、個性的で魅力ある食文化を体験できることになり、刃物の製作体験、米づくり体験、鵜飼観覧に加え、本構造改革特別区域の認定により本市全域で提供が可能となる「どぶろく」で、この地を十分に楽しむことができる。

刃物ミュージアム回廊、小瀬鵜飼を観光交流の核としながら、飲食店や宿泊施設と連携し山村交流することで、刃物、鵜飼と清流のまちらしさを発揮しながら質の高い観光交流のまちを構築することが最終的な目標である。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

前述したとおり、本市は、東海北陸自動車道及び東海環状自動車道を利用する観光客の単なる通過地点となることが最も危惧されていることから、都市部の人々に本市を認識してもらうための魅力づくりが喫緊の課題であり、これを打開する方策が本特区の認定である。

本特区計画に基づき、令和2年3月に1名の特定農業者が「どぶろく」の製造を開始しており、令和4年度末までには2軒目の農家レストランを開業する予定である。これとともに、酒類販売業免許を所持する飲食店や宿泊施設との連携を強化し、新たな魅力が加わった本市が滞在型観光地として都市住民に認識されることで迎え入れる住民側にも「おもてなしの心」が芽生える。交流人口が増加すれば、宿泊者数も増加し、「刃物、鵜飼と清流のまち・せき」のまちづくりが、より活性化され充実したものとなる。宿泊者数の増加は、地域産物の消費拡大による地場産業の成長や農産物の地産地消に直結し、地域経済が活性化することは明白である。同時に、農家レストランにおいて「どぶろく」を自家醸造することで、米の6次産業化が推進され、農家の所得向上に寄与する。

さらに、「みのにしき」は、米価格が低迷する近年において栽培面積が減少傾向にあるが、本特例措置を活用することによって「どぶろく」を製造することで、本市の特産米としての知名度を高めるとともに差別化を図り、ひいては作付面積の確保に繋がると期待する。

この取り組みの初期段階では市民に対して、農家レストランで自家製「どぶろく」を提供することからはじめ、酒販事業者と連携して順次、市内に多く営業する寿司、うなぎなどの専門店でも提供できるように進めていく。また、観光客に対しては、小瀬鵜飼観覧での「どぶろく」提供、刃物ミュージアム回廊内飲食店での提供のほか、他の「どぶろく」特区認定地域と連携し、各地域の「どぶろく」を味わいながら特産農産物を地産地消するイベント「どぶろく祭り」の開催など、新たな観光ツールにより「伝統のまち・自然のまち」を満喫できるようにする。

なお、市内には酒蔵は無いが、地域住民の間では地域固有の日本酒を望む機運は強い。そこに、独自の「どぶろく」が生まれることで、地域への愛着・誇りが高まり、住民の連帯感やまちの活性化へと波及することが期待できる。

また、本市には、世界農業遺産となった清流長良川の鮎をはじめ、円空里芋、原木しいたけ、ユズなど、少量生産ではあるものの豊かな農林産物があり、そうした食材を引き立てる酒として「どぶろく」が加われば、市民や観光客の満足度は高まり、農林産物の生産拡大・地産地消が持続すると考えられる。

このように、どぶろく特区の拡大と地域資源を活用した取り組みは、どぶろく製造事業者の増加、民泊の増加などの相乗効果も期待され、本市の活性化に大きく寄与するものである。

期待される経済的社会的効果は以下のとおり

○当地域の新規起業の推移（農家レストラン及び酒類製造場）

	現在（R2実績）	令和3年度目標	令和4年度目標
農家レストラン数	1軒	1軒	2軒
酒類製造場数	1軒	1軒	2軒

○当地域の観光客の推移

	現在（R2実績）	令和3年度目標	令和4年度目標
観光入込客数	2,371,731人	3,400,000人	3,500,000人
宿泊者数（全体）	90,331人	129,500人	133,300人
宿泊者数（うち外国人）	1,727人	2,500人	2,699人
日帰者数	2,281,400人	3,270,500人	3,366,700人

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

① 特産品の開発と地産地消によるおもてなし

めぐみの農業協同組合の特産農産物の生産部会、関市6次産業化ネットワーク協議会員と地域内の飲食店、宿泊施設が連携し、地元で生産される農産物が地産地消できる商品を開発し提供する。

② イベントの開催

刃物と鵜飼を象徴するイベントである「刃物まつり」「はもけん（刃物検定）」「鵜飼観覧船船頭体験」「地元産農畜産物の地産地消を目的とした産業祭」のほか、新たな集客イベント「どぶろく祭り」を開催して都市住民との交流を図る機会を創出し、「刃物、鵜飼と清流のまち」のファンづくりを進め、知名度向上に繋げる。

③ グリーンツーリズムの推進

さんやほうサポータークラブが実施する田植え、稲刈りなど農業体験、酒蔵見学などを継続的に実施するとともに各種のグリーンツーリズムを企画し、観光客の増加に努める。

④ 農業の新規参入等への支援

農業に新規参入する若者や、農業法人を設立し農業を拡大する者については、国県の補助金、交付金、農業制度資金等を有効に活用し、農業生産に必要な農業用資機材の購入を支援する。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者（以下、特定農業者という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「どぶろく」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

① 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けたもの

② 事業が行われる区域

岐阜県関市の全域

③ 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

④ 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした「どぶろく」の提供を通じて地域活性化を図るために「どぶろく」を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特定農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として「どぶろく」を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場製品の創造となり、地域の活性化にも寄与するとともに、小規模でありながらも農家にとって所得増大の一助となる。また、この「どぶろく」

とあわせ地元産食材を提供することは、より一層の地産地消の拡大推進に繋がる。

このような取り組みが広がることは、地域の活性化、地域経済の循環に直結する。

なお、当該特定事業により、特定農業者が酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。